

大阪市規則第84号

大阪市財産規則の一部を改正する規則

大阪市財産規則（昭和39年大阪市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第16条の2 関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表（第16条の2 関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

- 1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市財産規則の規定は、この規則の施行の日以後に許可の期間が始まる地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用に係る使用料について適用し、同日前に許可の期間が開始した同項の規定による行政財産の目的外使用に係る使用料については、なお従前の例による。

[別表 別紙 1]

設置物件		単位	使用料
電柱並びにその支柱及び支線柱		1 本につき	<u>7,000円</u>
電話柱並びにその支柱及び支線柱		1 年	<u>4,100円</u>
その他の柱類			<u>410円</u>
[同左]			
公衆電話所		1 個につき	<u>8,200円</u>
[同左]		1 年	[同左]
郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>3,400円</u>
看板		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>22,000円</u>
水道管、ガス管その他の埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>170円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>240円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>370円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>490円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>730円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>980円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>1,700円</u>
	外径が0.7メートル以上 1 メートル未満のもの		<u>2,400円</u>
	外径が 1 メートル以上のもの		<u>4,900円</u>
[同左]			

[別表 別紙 2]

設置物件		単位	使用料
電柱並びにその支柱及び支線柱		1 本につき	<u>8,000円</u>
電話柱並びにその支柱及び支線柱		1 年	<u>4,600円</u>
その他の柱類			<u>460円</u>
[略]			
公衆電話所		1 個につき	<u>9,300円</u>
[略]		1 年	[略]
郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>3,900円</u>
看板		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>29,000円</u>
水道管、ガス管その他の埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>200円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>280円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>420円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>560円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>840円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>1,120円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>2,000円</u>
	外径が0.7メートル以上 1 メートル未満のもの		<u>2,800円</u>
	外径が 1 メートル以上のもの		<u>5,600円</u>
[略]			